平成25年12月27日規則第26号

改正

令和2年3月9日規則第10号 令和3年5月27日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町子ども・子育て審議会条例(平成25年条例第26号)第6条の 規定に基づき、豊能町子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営そ の他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

- 第2条 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 医療関係者 1人以内
 - (3) 社会福祉関係者 2人以内
 - (4) 教育関係者及び保育関係者 2人以内
 - (5) 事業者 1人以内
 - (6) 子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者 3人以内 (庶務)
- 第3条 審議会の庶務は、教育委員会事務局こども未来部こども育成課において処理する。 (委任)
- **第4条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会 に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月9日規則第10号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月27日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。